

入院するときは、 国保へ申請を



入院の医療費負担が軽減されます

70歳未満の人が入院したとき、自己負担分（医療費の3割または2割）を全額負担して、後から申請により限度額を超えた分が高額療養費として支給されました。平成19年4月からは、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、入院時の窓口での支払が限度額までとなります。

入院する場合は、忘れずに限度額適用認定証の交付を国保窓口で申請してください。申請の際は、国民健康保険証と印鑑をご持参ください（70歳以上の方は、住民税非課税世帯の方のみ申請が必要となります）。

※限度額適用認定証：ひと月の医療費の自己負担の限度額を示したものです。自己負担限度額は所得区分によって異なります。国保に加入の方は、役場住民課に申請し、交付された認定証を入院時に医療機関に提示すると、その月の窓口での支払いが表の限度額までとなります。限度額を超えた分は、医療機関が国保に請求することになります。

外来や複数の医療機関への支払いで限度額を超える場合は、これまでどおり後から申請して支給を受ける形になります。

■自己負担限度額（月額）

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額 ※1
一般	80,100円+（医療費-267,000円）×1%	44,400円
上位所得者 ※2	150,000円+（医療費-500,000円）×1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 過去12ヶ月間に、ひとつの世帯で高額療養費の支給が4回あった場合の4回目以降の限度額
 ※2 世帯に属する被保険者の前年の基礎控除後の所得金額の合算が600万円を超える世帯です。

世代と世代の支えあい

国民年金



✔ こんなとき、
届け出が必要です

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の方すべてが加入する制度です。次のいずれかに該当するときは、役場住民課または社会保険事務所への手続きが必要です。

◆会社等を退職したとき
（被扶養配偶者がいる場合は、配偶者の方の届け出も必要です）

◆配偶者の扶養（第3号被保険者）でなくなったとき

届け出を忘れて、保険料を納めていないと、将来に受給する年金額が少なくなったり、年金が受給できなくなったりする場合があります。

届け出には、退職日・被扶養配偶者でなくなった日が分かるもの（退職証明書、離職票など）と年金手帳、印鑑をご持参ください。

国民年金被保険者の種別

●第1号被保険者：自営業・学生など日本国内に住む20歳以上60歳未満の方
 ●第2号被保険者：厚生年金保険・共済年金に加入している方で原則65歳未満の方
 ●第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

✔ 保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金保険料は、毎月忘れずに納めることが大切です。保険料の納め忘れがあると、将来支給される老齢基礎年金が少なくなるだけでなく、受給資格要件（納付済期間等が25年以上）を満たさなければ老齢基礎年金そのものが受けられないことになりかねません。

また、けがや病気で障害の状態になり、一定の条件を満たす場合に支給される障害基礎年金や、死亡した場合に支給される遺族基礎年金が受けられなくなることもあります。納め忘れがなければご確認ください。

なお、保険料の納付が困難な場合は、保険料の免除制度や、学生の方を対象とした「学生納付特例制度」があります。

◆住民課 保険年金担当

☎ 6571 有線 7784

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当
 ☎ 6571 有線 7784
 草津社会保険事務所 国民年金業務課
 ☎ 077-567-2220